G月は 環境にやさしい取り組みを実践しよう!

私たちの身のまわりには、地球温暖化やごみの減量化など、環境負荷を低減していくため取り組むべき さまざまな課題があります。

市民の皆さん一人ひとりが環境にやさしい取り組みを実践しましょう。

🕲 太陽光発電設備・蓄電池の共同購入者を募集

太陽光発電設備や蓄電池を共同購入することで、割安な料金で設置できるキャンペーンを実施します。

この機会に設備を導入して、環境 にやさしい生活を始めてみません

か。詳しくは、「千葉県 太陽光 共同購入 Q

間環境保全課 ☎245-5504 🚾245-5553



❷ 市の鳥「コアジサシ」を知っていますか

政令指定都市移行を記念して、 1993年にコアジサシを市の鳥として指定し、30年目を迎えます。

コアジサシは、保護上重要な野生 生物として、レッドリストに掲載さ れているカモメ科の渡り鳥で、5~ 7月にかけて、子育てを行います。



提供=箕輪義隆

毎年、検見川の浜に保護用の柵を設置し、保護活動を行っています。コアジサシが飛来・営巣する様子を柵の外から温かく見守ってください。詳しくは、「干葉市 コアジサシの保護 Q

間環境保全課 ☎245-5195 🕅245-5553

❷ 図書館の本で環境問題を学びませんか

図書館で気候変動やごみ問題など環境をテーマにした本を展示します。

館名	期間	館名	期間	館名	期間
中央	6/15例まで	稲毛	6/1例~15例	緑	6/30休まで
みやこ	6/17金~ 9/14例	1111-15			6/1(水)~30(木)
	9/14例	若葉	7/20例まで		
花見川団地 分館	6/1(水)~15(水)	西都賀分館	7/20/3まで	打瀬分館	6/1(bk)~
		泉分館	6/15例まで		7/1金

閻環境保全課 ☎245-5504 8 245-5553

№ スクラップヤードへの土地の提供について

金属スクラップなどの再生資源物の屋外保管に対する 規制のため、昨年11月1日に「千葉市再生資源物の屋外 保管に関する条例」を施行しました。

土地所有者は、再生資源物の屋外保管場として利用する目的で土地を譲渡・賃貸する際、スクラップの搬入・搬出先、作業の内容や時間帯を確認し、事業計画に疑わしい点がある場合は、安易に土地を提供しないようにしましょう。

また、発生した苦情などに対し、誠意をもって解決に当たらなければなりません。周辺への影響を考慮し、土地を提供する際は十分注意しましょう。

間産業廃棄物指導課 ☎245-5683 🕅 245-5689

❷ 不法投棄をしない、させない

6月は不法投棄防止強化月間です。不法投棄とは、ごみを道路や空き地に捨てるなど、ごみ出しルールを守らずに捨てることです。

市では、ごみステーションへの監視カメラの設置や監視パトロールなどを行い、不法投棄を未然に防ぐための対策 を強化しています。ごみの分別・排出ルールを守り、正しく出しましょう。

不法投棄禁止

廃家電製品・粗大ごみは正しく出しましょう!

家電リサイクル対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、 洗濯機、衣類乾燥機)

販売店に引き取りを依頼

- 指定引き取り場所に自己搬入
 中田屋㈱(稲毛区六方町210)☎423-1148
 ㈱つばめ急便千葉第四センター(稲毛区長沼原町225-1)
 ☎258-4060
- 千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合☎204-5805に依頼

粗大ごみ(家電リサイクル対象品目を除く)

- ・粗大ごみ受付センター☎302-5374に申し込む 受付日時=月~金曜日9:00~16:00、土曜日9:00~11:30
- 市ホームページから申し込む 〔千葉市 粗大ごみ 申込 🔾
- 清掃施設(環境事業所・清掃工場)へ直接持ち込む

間環境事業所

中央·美浜 ☎231-6342 M2233-8046 花見川·稲毛 ☎259-1145 M257-6561 若葉·緑 ☎292-4930 M292-4305

■ 庭木や家庭菜園などへの薬剤の使用は控えめに!

病害虫や雑草が気になる時期ですが、害虫の捕殺などの対策を 優先的に行い、周辺住民の健康や生活環境に影響を与えないよう、 薬剤はできるだけ使用しないようにしましょう。また、やむを得 ず使用する場合は、次の点に注意しましょう。



- 病害虫が発生した箇所のみ、必要最小限の散布に留めましょう。
- 風の弱い日や人通りの少ない時間帯を選びましょう。
- 薬剤の使用方法や注意事項を必ず守り、使用前には周辺の方に周知しましょう。

間環境保全課 ☎245-5141 245-5553

廃家電製品などの不用品回収業者にご注意ください!

軽トラックなどで巡回し、廃家電製品などの不用品の処理を請け 負う業者や、空き地などに拠点を構え、無料回収と看板を掲げてい る業者は市の許可を受けておらず、廃棄物の収集や処分を行うこと はできません。

こうした業者に回収された廃棄物は、不法投棄される可能性があり、また悪質な業者から高額な料金を請求されるといったトラブルの要因となります。

私有地にごみが捨てられた場合はどうすればいいの?

土地の所有者・管理者は、私有地のごみを 自らの責任で処理しなくてはなりません。フェンスや、環境事業所や区役所で配布してい る看板を設置しましょう。また、雑草を定期 的に刈りましょう。



◎ 自然や資源を大切に、 みんなでつくる持続可能なまち

市では、環境の各分野の課題や目標などをまとめた「千葉市環境基本計画」を3月に策定し、このページに掲載した取組みをはじめとする各種施策を総合的に推進しています。



詳しくは、「千葉市環境基本計画 Q

問環境総務課 ☎245-5184 🕅 245-5557